



火の見やぐら



No. 1

発刊に寄せて

三春町消防団長 橋本 善次



三春町消防団広報誌「火の見やぐら」の発刊にあたりまして、ひとことご挨拶を申し上げます。

まずは、日頃より、消防団活動に対しまして、町民の皆様のご支援、ご協力をいただき心より御礼申し上げます。

さて、皆さんにとって、消防団はどんな存在でしょうか。火災がなければ何も活動していないのでは？と思われがちですが、実はそうではありません。消防団員は、本業を持ちながら、火災をはじめとする地震、風水害などの自然災害への対応をはじめとする地域防災のために、日夜活動をしているのです。24時間、365日招集がかかれば、いつでも、どこへでも出動しなければなりません。そのために、数々の訓練に励み、知識とともに技能を高めているところです。ところが、その地道な活動は、地域の皆様方の目になかなか届きにくいという状況にあります。

そこで、この広報誌では、三春町消防団の活動を町民の皆さんにもっと知っていた

だくために、そして、三春町が災害のない安全で安心なまちになりますようにとの願いを込めて、年に2回、我が町の消防団の姿をお伝えしてまいります。

ただ、消防団だけでは、地域の安全や安心は守れません。日頃からの自主防災会等の地域ぐるみの連携が、いざという時に大きな力を発揮します。消防団を知っていたき、そして、地域でのよい関係を築き、町民一丸となって地域での防災力を高めてまいりましょう。

先人の培ってきた良き伝統が残る三春町において、郷土愛と信念をもって、常に新しい課題に挑戦し住民の方々に愛され親しまれる消防団として、安全で安心して暮らせるまちづくりの一翼を担い、今後とも努力を重ねて参りたいと存じます。

今後も引き続き、消防団活動に対しまして、町民の皆様、関係機関及び関係団体の更なるご協力、ご援助を切にお願い申し上げます。発刊のご挨拶とさせていただきます。

祝 受賞

消防団地域活動表彰 消防庁長官表彰受賞

「消防ふれあいデー」など、多くの町民が参加、体験できる内容を取り入れた町民参加型の防火訓練を実施してきた活動が評価されました。



民報金ばれん受賞

県下一の消防団をたたえる福島民報社表彰の「第55回民報金ばれん」を受賞しました。昭和31年の受賞以来2度目の受賞で51年ぶりの快挙。5月27日には、受賞記念パレードを行いました。



10月21日

秋季検閲式・消防ふれあいデー



三春小学校・大町おまつり道路で行われた秋季検閲式・消防ふれあいデー



12月16日 消防車両等引渡式



消防ポンプ自動車と耐震性地下式防水槽が三春分団に引き渡されました。

平成20年事業計画

平成20年の事業計画をお知らせします。
今年も団員一丸となってがんばります！

岩江小で開催！

1月27日 文化財防火査察

3月1日 春季全国火災予防運動（～7日）

4月2日 消防団辞令交付式

5月25日 春季検閲式

7月13日 ポンプ性能検査・運用講習会

7月20日 第2回田村支部消防操法大会
（沢石・中妻分団参加）

8月1日 夏の火災予防運動（～7日）

10月19日 秋季検閲式・消防ふれあいデー

11月9日 秋季全国火災予防運動
（～15日）

防火パレード

12月15日 年末年始の火災予防運動
（～1月14日）

※随時 小学校避難訓練

三春町消防団 1年の活動

平成 19 年の活動の一部を
写真とともに紹介します。

1月28日 文化財防火査察



文化財を火災などから保護する文化財防火運動の一環として火雷神社・天日鷲神社を査察

5月27日 春季検閲式



町営グラウンドにおいて検閲式を行いました。
通常点検、消防操法、放水を実施しました。

4月2日 消防団辞令交付式



消防団員に辞令を交付しました。

9月30日 救命講習会



三春分署の指導の元、団員はAED講習などの救命講習会を受講しました。

消防団員募集

平成 20 年度の新入団員を募集します。
いっしょに我が町三春町を守りましょう。



● 主な活動

【災害活動】 災害予防や警戒を行います。

災害発生時には、町民の生命、身体と財産を守るのが大きな役割です。

【地域防災活動】 防火訪問、巡回広報、各地域での防災指導など

【その他の活動】 地域の祭りでの警戒など

【教育・訓練】 実践的な訓練や各種研修会など

● 入団資格

- ① 年齢 18 歳以上の方
- ② 町区域内に居住または勤務する方

● 入団後の待遇

- ① 報酬などの支給
- ② 被服の貸与
- ③ 公務災害補償
- ④ 表彰制度

★ ラッパ隊、広報担当など
機能別消防団員も募集中です！

住宅用火災警報器を設置しましたか？

みなさん、住宅用火災警報器の設置は、お済みでしょうか？

住宅用火災警報器の設置は義務となっており、既存住宅は、平成23年5月31日までに設置しなければなりません。

住宅火災は、建物火災全体の半数以上を占めており、死者数においては実に9割が住宅火災によるものです。さらにその約半数が65歳以上の高齢者です。住宅用火災警報器を設置することで、火災が発生したことを素早く察知することができ、いち早く避難することが可能となります。

まだ設置をしていないお宅は、早めに取り付けましょう。



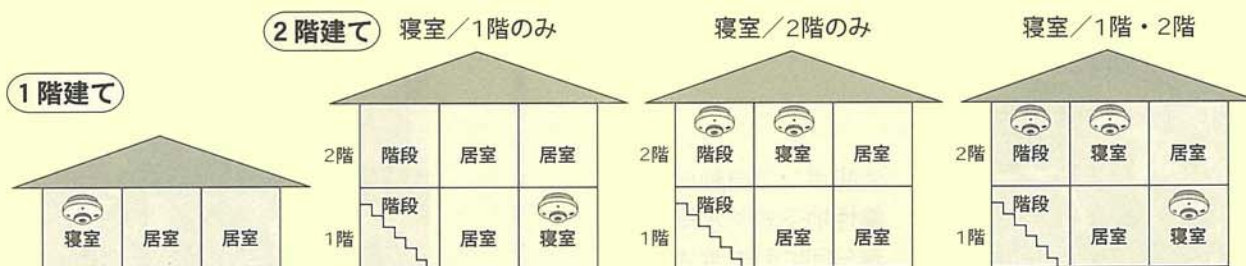
火災の発生を24時間、住宅用火災警報器が見張ります

● 設置対象住宅

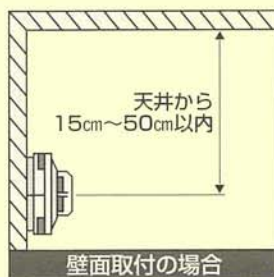
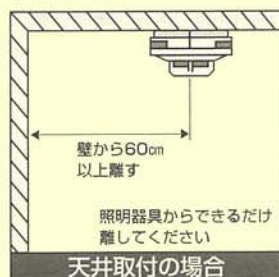
戸建住宅、500㎡未満の小規模共同住宅（アパート）や長屋

消防法の特例を受け、自動火災報知設備を設置していない共同住宅（マンションなど）

● 設置場所 寝室と階段



● 取付位置



※梁などがある場合には、梁から60センチ以上離して取り付けます。

※エアコンなどの吹き出し口がある場合には、吹き出し口から1.5メートル以上離して取り付けます。



野焼きは一部の例外を除き法律で禁止されています。近所迷惑や火災の原因にもなりますので、行わないでください。風が強いときや空気が乾燥しているときは、火はあっという間に燃え広がってしまうものです。「火はおそろしいもの」ということを忘れずに！

● ● 編集後記 ● ●

新年になりました。新しいことをはじめするには、最初の一步を踏み出す勇気が必要です。この広報も新しい一步を刻みました。さあ新しい年に何を始めますか？（M.K）
.....
初詣では、なにをお願いしましょう。「この広報誌がみなさまに長く愛される広報誌になりますように」とか？（M.O）